

2022年2月7日

各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務実施のお知らせ（第9報）

公益社団法人 日本コンクリート工学会

本学会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための職員の在宅勤務について、2021年5月12日から緊急事態宣言発出中と解除中に分けてそれぞれ在宅勤務率の範囲を設定して実施することをお知らせいたしておりましたが、今般、以下の通り変更させていただきますので改めてお知らせいたします。なお、新型コロナウイルスをめぐる情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ見直しを図り、本学会ホームページにてお知らせいたします。

■実施要領

1. 実施期間

当面の間

2. 在宅勤務率

緊急事態宣言発出中及びまん延防止等重点措置適用中は業務の状況に応じ2～7割の範囲で実施します。

それ以外の期間は業務の状況に応じ2～5割の範囲で実施します。

3. 職員へのご連絡について

職員は、在宅にて業務用アドレスにおけるメール対応が可能です。担当者のメールアドレスをご存知の方は、直接担当者にもメールでご連絡をお願いします。

4. 本学会へのお問合せについて

コンクリート技士・主任技士およびコンクリート診断士資格に係るお問合せは、電話にてお願いいたします。ただし、出勤職員数の減少により応答に時間を要す場合がありますので予めご了承ください。

なお、本学会ではコンクリートに関する技術的なご質問を電話でお受けしていません。本学会発行の書籍および本学会が原案作成団体である日本産業規格（JIS）等の内容に関するものに限り、本学会ホームページ「お問合せフォーム」にお問い合わせいただけましたら、後日担当者からご連絡申し上げますので、何卒ご理解の程お願いいたします。

○本学会ホームページ「お問合せフォーム」

https://www.jci-net.or.jp/j/inquiry_pre.html

引き続き、メールの応答、お問合せフォームへの回答、書籍の発送、各種郵便物等につきましては、対応に時間がかかる場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

以上